

## 平成30年度 第1回 千葉市社会教育委員会議事録

- 1 日時 平成30年5月31日（木）  
午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 場所 千葉ポートサイドタワー12階 第2会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
三野宮議長、田原副議長、市川委員、岡村委員、上條委員、高津委員、  
竹内（悦）委員、竹内（昌）委員、遠山委員、湯山委員
  - (2) 事務局  
潮見生涯学習部長、小林中央図書館長、山田生涯学習振興課長、  
稲葉文化財課長、君塚生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長、  
滝田文化財課特別史跡推進担当課長、山口生涯学習振興課統括管理主事、  
田島生涯学習振興課長補佐、  
三橋生涯学習振興課放課後子ども対策管理主事、  
野中生涯学習班主査、柴崎生涯学習班主査、  
藤山放課後子ども対策班主査、大西生涯学習班主任主事
- 4 議題
  - (1) 平成30年度生涯学習部主要事業概要等について
  - (2) 平成30年度社会教育関係団体への補助金交付について
  - (3) 公民館における使用制限の一部緩和について
  - (4) 「(仮称)千葉市放課後子どもプラン」の策定について
- 5 議事概要
  - (1) 平成30年度生涯学習部主要事業概要等について  
生涯学習部が所管する主要事業の概要について、事務局が説明し、質疑  
応答を行った。
  - (2) 平成30年度社会教育関係団体への補助金交付について  
社会教育団体への補助金交付の内容について、事務局が説明し、意見を  
聞いた。
  - (3) 公民館における使用制限の一部緩和について  
事務局から千葉市社会教育委員会議へ諮問するとともに、事務局が説明  
を行い、審議を行った。

- (4) 「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」の策定について  
「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」について事務局が説明し、質疑応答を行った。

## 6 会議経過

議事に先立ち、事務局から資料の確認、会議の公開、会議録の承認方法、会議の成立、新任委員の紹介、職員紹介及び潮見生涯学習部長の挨拶を行った。

- (1) 平成30年度生涯学習部主要事業概要等について

○ (三野宮議長)

それでは、これより議事を始めさせていただきます。議題の1、「平成30年度生涯学習部主要事業概要等」についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○ (山田生涯学習振興課長)

生涯学習振興課長の山田でございます。

議題1「平成30年度生涯学習部主要事業概要等」について、資料1によりご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

「平成30年度当初予算の概要」についてでございますが、今年度の市全体の一般会計予算額は4,454億円で、そのうち教育費の予算額は、663億7,100万円でございます。そのうち、社会教育費の予算額は、49億8,282万5,000円でございます。前年度に比べまして、1億4,808万5,000円、3.1%の増となっております。

市全体の一般会計予算の構成比につきましては、グラフにお示しした通りでございますが、教育費につきましては、民生費に次いで多く、14.9%となっております。

生涯学習部の平成30年度の主要事業につきまして、各所管からご説明いたします。

まず、私の方からからご説明いたします。

生涯学習センター・公民館管理運営の19億5,155万円でございますが、こちらは市民の生涯学習活動を総合的に支援し、生涯学習の振興を図るための中核的施設として、指定管理者制度によりまして、生涯学習センターの管理運営を行うものでございます。

また、地域住民の最も身近な学習拠点及び交流の場としての役割をより効果

的に果たすため、指定管理者制度によりまして47公民館の管理運営を行います。

以上でございます。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

続けて放課後子ども教室推進について説明させていただきます。

「放課後子ども教室推進」でございますが、子どもたちの放課後の充実を図るため、小学校の放課後において、地域の参画のもと、多様な体験・学習の機会を提供するものでございます。市立小学校全てで実施している事業でございます。市立小学校全てで実施している事業でございます。市立小学校全てで実施している事業でございます。

その中で一つ目、モデル事業である総合コーディネーターによる活動支援につきましては、地域の方々をお願いしている事業ですが、地域の方々の負担感が大きくなり、プログラムの企画、あるいは放課後子ども教室の運営が難しくなっており、また、実施回数が伸び悩んだり、プログラムの充実を求める学校が出てきている中で、総合コーディネーターであるNPOに委託したうえで内容の充実をはかるような事業になっております。支援校の拡大につきましては、昨年度までは10校でございましたが、今年度は17校に増やしまして、支援体制を強化するものでございます。

二番目の「子どもルームとの一体型運営」につきましても、モデル事業でございます。平成29年度から稲浜小学校において実施している事業でございますが、31年度の実施校5校拡大に向けて、対象校の開設準備をするものでございます。子どもルームでございますが、これはこども未来局が展開する事業でして、いわゆる学童保育でございます。この学童保育と、先程お話ししました放課後子ども教室を一つのものとして運営していくものでございます。

三番目の「放課後子どもプラン策定」でございますが、先程潮見生涯学習部長からの挨拶の中にもございましたが、上記に合うようなモデル事業を各種展開する中で、放課後の施策、放課後子ども教室、子どもルーム、そして一体型等を総合的、計画的に推進するために「(仮称)千葉県放課後子どもプラン」を本年度末を目途に策定する予定でございます。

以上でございます。

○（山口生涯学習振興課統括管理主事）

続きまして、科学都市戦略班、統括管理主事の山口でございます。

「科学教育推進」につきましては、5億6,333万4,000円で、科学都市戦略事業方針に基づき、子どもたちの探究心向上と青少年の創造力育成をはじめ、幅広い世代の市民が科学・技術に触れあう機会を提供するものです。

5億6,333万円のうち科学館の運営に使われているものが5億6,196万円、99.8%が館の運営に当てられています。

私からは以上です。

○（稲葉文化財課長）

続きまして、文化財課稲葉でございます。

4ページをご覧ください。

「加曽利貝塚特別史跡推進」1億3,399万3,000円ですが、加曽利貝塚の魅力や重要性を多くの方々に知ってもらうため、縄文体験やイベントを実施し集客力の向上に努めるとともに、史跡内の更なる発掘調査や資料整理を行うなど、縄文貝塚文化の研究を進めてまいります。

続きまして、「博物館管理運営」につきましては、6,798万6,000円でございます。

1の「加曽利貝塚博物館管理運営」につきましては、加曽利貝塚から出土した資料などの展示や企画展を開催するとともに、土器づくり体験など、縄文文化に関する教育普及を図るほか、施設の管理運営を行うものでございます。

続きまして2の「郷土博物館管理運営」につきましては、千葉市の歴史・民俗に関する展示・調査研究を行うとともに、歴史講座や鎌倉騎馬武者体験などの教育普及を図るほか、施設の管理運営を行うものでございます。

なお、今年度は、千葉常胤生誕900年を記念した特別展や講座を開催してまいります。

以上でございます。

○（小林中央図書館長）

中央図書館でございます。

引き続き4ページをご覧ください。

まず新規事業となりますが、「新たな図書館計画の策定」につきましては、100万円で、地域の実情に応じた特徴のある図書館づくりを総合的に進めていくための新たな図書館計画の策定に向けて、30年度は市民意識調査を実施いたします。

次に、「図書館管理運営」につきましては、7億4,337万4,000円で、図書資料の整備に努め、身近で頼れる市民の図書館として充実した図書館サービスを提供いたします。

私からは以上です。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。ただいまの主要事業概要等の説明について、皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。

○（竹内（悦）委員）

2点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、生涯学習センター・公民館管理運営ですが、公民館がこの4月から指定管理となりまして、昨年度の10億からみると9億くらい増えているが、公民館が指定管理になったことで、人件費を減らして事業費を拡充したり管理運営費に充当するという説明だったと思いますが、どのくらいの事業費が増えたのか、その辺りについてわかりましたらお願いいたします。

それから放課後子ども教室の関係では、一体型のモデルが1校で行われているわけですが、来年度5校増えるということは各区1校ずつというような感じになるのか、対象校については、例えば条件とか学校からの希望があるとか、どういうふうに決められていくのか教えてください。

○（山田生涯学習振興課長）

生涯学習振興課でございます。

公民館の予算に関するご質問でございますが、19億5,100万円の内訳でございますが、生涯学習センターの管理運営が5億8,200万円、公民館の管理運営が13億6,900万円でございます。

公民館については、指定管理者制度が4月から導入されたわけですが、前年度からの比較でいきますと、全体といたしましては公民館に係る予算は人件費、事業費を含めて約2,800万円ほど減になっております。こちらは、直営から指定管理者制度に移行したことに伴い、職員の入れ替え等があり、人件費が下がったということがございます。

施設の修繕、消耗品、図書購入費用といった事業費につきましては、予算額を増やしております。

以上でございます。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

放課後子ども教室でございます。

一体型の拡充でございますが、来年度、現在の美浜区の他に各区1校拡充を予定しております。その学校の選び方でございますが、先程お話しした通り、地元の負担が大きくなっているということで実行委員会の役割がなかなか厳しくなっており、その関係で放課後子ども教室の回数そのものが伸び悩んで

いる、あるいは非常に少なくなってきた、参加する児童が減少してきた、そのような学校を対象にしております。なおかつ今実施している稲浜小学校が小規模な学校でございますので、大規模な学校まではなかなかモデルとして実施できないのですが、小規模以外の学校で適正規模の学校を候補として検討しているところでございます。

以上でございます。

○（三野宮議長）

竹内委員、よろしいでしょうか。

○（竹内（悦）委員）

公民館について、事業費が増えたということですが、前年度比でどのくらい増えたかわかりますか。

○（山田生涯学習振興課長）

施設の修繕料につきましては、昨年度が1,584万円、それに対しまして今年度は3,316万円ということで約1,732万円ほど増やしております。それから図書購入費用につきましても、図書館がある公民館21館全体で昨年度が約635万円でしたが、今年度は約1,109万円ということで、約474万円ほど増やしております。

以上でございます。

○（竹内（悦）委員）

ありがとうございます。

○（三野宮議長）

他はいかがでしょうか。

（特に意見等なし）

よろしいですか。特段ないということで、これで議題1を終了させていただきたいと思っております。議題2以降に係る職員以外の方はご退席いただきたいと思います。

続きまして議題2「平成30年度 社会教育関係団体への補助金交付」についてでございます。事務局より説明をお願いします。

○（君塚放課後こども対策担当課長）

資料の2をお願いいたします。社会教育関係団体への補助金交付でございま

す。

資料下部の根拠規定がございますように、社会教育関係団体への補助金交付については、社会教育法第13条において、社会教育委員会議の意見を聞いて行わなければならないと定められております。このことから委員の皆様にご意見を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

今年度につきましては2団体への補助金交付を考えております。

はじめに千葉市PTA連絡協議会、140万円でございますが、これは市内の市立小中学校のPTAで構成される団体でございます。事業内容としましては、PTAの研究大会、広報、担当者の研修会等の事業がございます。これらの事業を対象として補助金交付をしたいと思っております。

2団体目が千葉ユネスコ協会、2万3,000円でございますが、国際理解教育事業、例えば市内の小学校に千葉大学の留学生を派遣するなど、橋渡しの活動をいただいていたたり、あるいはユネスコ活動そのものの啓発等を実施している団体でございます。

いずれの団体につきましても、昨年度同様の補助金額になっております。

議題2の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○（三野宮議長）

ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

（特に意見等なし）

特になければこれで進めていただくということでお願いいたします。それでは議題2をこれで終了いたします。

続きまして議題3、公民館における使用制限の一部緩和についてでございます。

○（潮見生涯学習部長）

よろしいでしょうか。

○（三野宮議長）

はい。

○（潮見生涯学習部長）

本件に関しましては教育委員会から会議に諮問させていただきたいと存じます。議長に諮問書をお渡しさせていただきます。

公民館における使用制限の一部緩和について、社会教育法第17条に基づき

諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○（三野宮議長）

この議題につきましては、すべての説明が終わった後に案件ごとにご意見をいただきたいと存じます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○（山田生涯学習振興課長）

公民館における使用制限の一部緩和につきましてご説明いたします。資料3をお願いします。

はじめに、「1 特定の政党の利害に関する事業について」ご説明いたします。

「(1) 現状と課題」でございますが、現状といたしましては、本市では、政党、政派及び政治団体の会場の使用につきましては、何らかの意味で特定の政党の利害につながるものと判断し、使用を許可しておりません。これは、昭和58年3月千葉市社会教育委員会議答申趣旨に即して作成されました事例の見解を根拠としております。

課題といたしましては、一般的な政治的教養の向上は公民館の趣旨にかなうものであり、政治への市民参加の促進は重要な課題でございますので、公民館の活用方法について、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮し、それらが両立できる形での使用のあり方について検討する必要があると考えております。

この現状と、課題に対しまして、今回事務局で検討したものが「2 個別の使用方法」になります。表のうち「申請者」、「対象」、「使用方法」ごとに分類いたしまして、方針案を作成しております。

「申請者」は政党・政派・政治団体を想定しております。政治団体には、後援会も含まれます。

「対象」は「構成員」か「不特定多数」で分けております。「構成員」を対象といたしました使用につきましては、特定の政党等の利害につながるものと判断いたしまして、使用を許可しないものと考えております。

「不特定多数」を対象といたしました使用につきましては、「市政報告会」及び「県政報告会」の使用につきましては、許可するものと考えております。その理由といたしましては、方針案に記載がございますとおり、市政、県政、つまり地方自治は、市民に、より身近なものであることから、その報告会につきましては、市民の知る権利に配慮する必要があるだろうということで、使用制限を緩和する必要があると考えるものでございます。

次に「国政報告会」及び「政治学習会、勉強会、時局講演会」等ございま



すが、こちらにつきましては、市民の知る権利に配慮する必要があると認識しておりますが、一方で政治的中立性を損う場合があると判断いたしまして、今回の緩和からは見送りたいと考えております。

「政党员、後援会への勧誘」及び「政治資金パーティー」につきましては、こちらも従来通り特定の政党の利害につながるものと判断いたしまして、許可しないものとしたいと考えております。

表の右側に掲載している他政令市の状況でございますが、千葉市を除く政令市のうち、社会教育法上の公民館が設置されている政令市につきまして調査した結果でございます。

次のページをお願いいたします。「2 営利事業について」でございます。資料3の裏面をご覧ください。

「(1) 現状」でございますが、現在、公民館が主体となる販売行為は行っておらず、利用団体の販売行為も原則許可しておりません。

この現状に対しまして、事務局として検討したものが「(2) 方針(案)」となります。地域の特色に関連する物品の販売行為につきましては、郷土意識あるいは都市アイデンティティの向上、学習機会の確保につながると考えられるため、公民館主催及び共催事業につきましては実施できるようにとしたいと考えます。

「(3) 想定される使用方法」といたしましては、公民館が主催または共催で行う朝市や文化祭で、市内産品等の販売会を行うことを想定しています。

また、都市アイデンティティ関連の講座を行う際、関連物品を販売するという事で、「かそりーぬ」や「ちはなちゃん」などの関連グッズの販売を想定しております。

これらにつきましては、公民館が主体となっていく事業でございますので、利用団体が販売を行う営利行為につきましては現状と同様許可しないとしたいと考えております。

最後に、「3 所管区域」でございます。

現状でございますが、千葉市公民館設置管理条例におきまして、「公民館を使用しようとする者は、公民館の所管区域内の住民でなければならない。ただし指定管理者が社会教育振興上必要と認めて前項の許可をした場合は、この限りではない。」と規定しております。所管区域は条例上各公民館ごとに、学校単位で定めがございます。今回所管区域という考え方は残すのですが、ここに記載があります通り、所管区域内の住民でなければ使用できないというような使用制限につきましては、より活発な公民館活動が期待されるものと考えまして、その制限を廃止したいというものでございます。

なお、表の右側に他の政令市の状況が書いてございますが、社会教育法上の公民館設置市のうち、条例や規則で千葉市のような制限を設けているかどうか調査した結果であります。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○（三野宮議長）

ありがとうございます。

案件として3つということですが、始めに1の特定の政党の利害に関する事業についてご意見等お願いしたいと存じます。

○（高津委員）

市政報告会、県政報告会の開催は、夜かあるいは土日が多くなるかと思いますが、利用頻度が高く、現状で空きがないという公民館の場合には、優先順位は市政報告会が先なのか、あるいは話し合いを持つのか。その辺はどうでしょうか。

○（山田生涯学習振興課長）

今後、市政報告会等を認めるとなった場合は、実際の運用方法について検討していくことになると思いますが、基本的には現在利用しているサークルがいっぱいありますので、そのサークル活動に支障がないような運営方法がよいと思っております。

○（三野宮議長）

よろしいでしょうか。

○（高津委員）

はい。

○（三野宮議長）

他いかがでしょうか。

○（市川委員）

国政報告会は今回緩和を見送るということになっているのですが、市政と県政がよくて国政はダメだと。そこの根拠をもう少し詳しく教えていただきたいのですけれど。

○（山田生涯学習振興課長）

国政と地方議会の仕組みの違いから、政党色が強く出るのかあるいは弱いのかというところで、今回市政・県政と国政のところで分けております。

具体的には、国におきましては「議院内閣制」ということで、基本的には政党が政策を争うという仕組みがございます。

一方、地方議会につきましては、「二元代表制」、市長も議員もそれぞれ別の選挙で選ばれるということで、地方議会は行政をチェックする機能があるということから、国政に比べて政治的中立性の確保が期待されるのではないかとということで、今回分けて考えております。

○（潮見生涯学習部長）

補足いたします。

本市は先程お話しました通り、千葉市は運用を35年間を変えてきておりません。一方で、なぜ答申と例示表ができていくかといいますと、現場で困らないようにというところが大きくあります。使用緩和について、一気に広げると、これはいいのか悪いのか、現場でかなり迷いが出ると想定しますし、これもまた今後35年間変えないということではなくて、徐々に必要に応じて広げていくという中で、まずは明確な市政・県政の報告会に広げてみよう、そのうち現場の混乱がないようであれば他市同様そこまで広げるかという議論はまた後程させていただければというふうに考えております。

○（竹内（悦）委員）

政治学習会とか勉強会、時局講演会についても今回は見送るとなっておりますよね。やはりいろんなケースがあると思うのですが、市民がそういうものに触れる機会というのは少ないよりは多い方がいいのかなと思います。もちろん政党色がすごく強く出るようなものというのは、判断がさっきおっしゃったようになかなか難しいものは、一応今回は見送りますみたいな感じなんですけれども、たとえば政治学習会とか勉強会というのも、そこまでダメにしなくてもいいのかなと個人的に思います。いろんなケースがあると思うのですが、市民が政治に触れる機会が多い方がいいと思いますし、もちろん地方自治ということで市政・県政の報告ができるようになるのはすごく前進だと思いますが、学習会までダメなのかなというのはちょっと。

○（三野宮議長）

課長お願いします。

○（山田生涯学習振興課長）

現在でも、市民団体やサークルの方々が主催となった政治学習会、勉強会につきましては認めております。今回は政党とか政治団体が主催となつて行う政治学習会あるいは勉強会のことを指しております。先程部長の方から段階的ということで話がありましたように、今回の案では見送るという形にしております。

○（竹内（悦）委員）

確認ですけれども、政党に所属していない議員も同じようなことでだめということなんですね。

○（山田生涯学習振興課長）

後援会も含むとなっております。

○（遠山委員）

個人の名前で、たとえばなにになに議員の名前で主催するということはできないということですか。

○（山田生涯学習振興課長）

公民館は個人での利用を認めていませんので、議員も同様です。あくまでも団体利用を前提としています。

○（上條委員）

なかなか細かい仕切りが難しいところで、事務局としても一気にやることについてご心配があらうかと思ひます。特に国政ではシステマ的な対立がありますので、あまりそこを刺激するようなことは避けたいというお気持ちもあらうかと思ひますが、見直すチャンスかなと思ひます。一気にやると混乱が起きるといふご心配もあらうかと思ひますが、きちんと線引きをはつきりすれば、納得していただけるんじゃないかと思ひます。

ひとつは憲法の集会結社・表現の自由ですね、憲法第21条、この辺がかかわつてくると思ひますし、もし政党が市民対象に報告会とかをやるのはシャットアウトするといふ結論を今回出したとしますと、裁判沙汰になる可能性も無きにしもあらず、と思ひています。その分事務局サイドとして苦勞されますし、そのことが市政全体を巻き込む可能性がありまして、市政の中で逆に対立をもたらし可能性があるので、ここはむしろ思い切つて線を、例えば法律に基づいて、憲法、社会教育法、あとは地方自治法といふもの、それから判例に基

づいて、ここでしっかりとした、市民が納得する線を打ち出す必要があるかと思えます。

一部緩和ということですが、一部の範囲をどこまでにするかということだと思えます。今まで全部シャットアウトしてきたわけですが、その辺をはっきりしていただければと思えます。

社会教育法第23条を根拠としているわけですが、政党の利害に関する事業を実施してはならないと、公民館自身がそういう事業を実施してはならないという法律なんですね。住民が利用することについての規制ではないということが一つです。そういった法令をお示しいただいて皆さんに理解していただければよろしいかと思えます。

公民館の事業、講座とか集会行事とか挙げられる中で、社会教育法第22条第6項ですよね、地域住民に対して施設を提供するというのがあるわけですが、それに当てはまるか、それに当てはまらない場合は目的外使用が当てはまるかどうかを検討していただく必要があると思うわけです。

地方自治法を例として挙げましたのは、第10章に公の施設というのがありまして、第244条ですね、このなかで普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする、第2項、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。それから第3項は、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないとなっています。今回、政治的中立ということを根拠として挙げていますが、公の施設の第3項の、不当な差別的取扱いをしないというのが、まさに施設の中立性ということがといえるのではないかと思えます。

いくつか私の方から観点をお示ししましたが、その辺の法令の根拠ということを入れていただければと思っております。以前の答申がありますので、それに対してどう評価するかと、以前の答申はこのような内容だけれど、こういう理由に基づいてこのように変えますよということを示す必要があるのではないかと。

3回の会議がありますので、時間をかけて、また個別に委員の方の意見をとり入れていただきながらまとめていただくことを期待いたします。

#### ○（潮見生涯学習部長）

参考資料1をご覧ください。

上條委員がおっしゃられた社会教育法第23条第2号ですが、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること、公民館がこういう事業を行っていけないという文脈になっております。

ところが、その下に掲載した千葉市公民館設置管理条例、こちらでは「使用の不許可」という項目で、第3号において、特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるときは、利用を許可しないと規定しています。つまり、法律よりも千葉市の条例はきつい形になっています。そういったところで、今の上條委員の意見、あるいは皆さんの最終的な答申の中で、この条例を改正すべきだということになるのかどうかは今の話の観点として出てくると考えます。

今は、場合によってはこの条例を改正せずとも、市政県政の報告会程度であれば、もしかしたら読めるのかもしれないなというところもありますが、根本的にそれ以上緩和するとなると、やはり条例改正が必要になるかもしれないということがあります。

○（上條委員）

千葉市公民館設置管理条例第7条第3号の特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるときとなっておりますが、これは指定管理者の行為を問題にしているのですか。

○（潮見生涯学習部長）

利用者です。

○（上條委員）

利用者の行為を問題にしているとすると、当然政党が広く住民を対象としていると政党の宣伝になるわけですね、宣伝は支持を求めるということですがけれども、支持し、という表現はちょっと微妙なところかなと思いますね。要するに、政治については選択の自由というのが住民に求められていますので、特に公的な施設が行う場合には、支持まで求めるというところはちょっと微妙なところでございます。この辺も含めて今後検討する必要があると思います。

○（三野宮議長）

設置管理条例を含めた形でというご意見がありました。他いかがですか。

○（岡村委員）

現場の混乱を危惧して、とりあえずちょっとだけ扉を開けてみようというのは、基本的には反対です。むしろそういう姿勢というのは、住民から見ると何を目的にやっているのかと疑われる可能性があり、課題として政治的教養の向上と書いている限りは、私は個人的には国政報告会や政治学習会も是とすべき

だと思います。ここで線を引く理由は全く見当たらないと思いますし、それから政治的中立性というのはいろいろな見方があると思うのですが、特定の人を排除しないということだと思うので、全てに開かれていれば中立性は守られると思っています。

他の政令指定都市の状況も、9市ではすべて許可していて、たぶんこれを続けてられているということは問題がなかったと考えていいのではと思いますので、市政県政と国政の間、それから政治学習会に関して線引きをしていくのは、全く意味をなさないし、むしろ逆効果かなというふうには感じています。あくまでも個人的な意見ですが。

○（竹内（昌）委員）

公民館の利用者の立場から見させていただいて感じたことは、いずれにしても、こういった市政報告会とか県政報告会というのは、言ってみれば生活していくうえで重要なことなので、いずれそういうものが必要なのだということは理解できます。

その上で、公民館の利用者側から見て、今の使用実態からいくと、例えば17時くらいまでは一般のサークルはかなり活発に使われている。しかし、17時から21時の間というのは、思ったような利用のされ方がしてないんじゃないかと思います。そのため、さきほど一部とか全部という議論があったように、例えば時間的な形で国政も認めるけれど、17時から21時の間を第一優先で応じます、というような方法をとった場合に、利用者側からしてみると、その時間だったらしょうがないかなと、いいとか悪いとかではなくて、実態的に利用者にとってあまり苦痛にはならない、不利益にはならないという感覚で捉えてもらえるのではないかと。

いずれにしてもこういうものは、これだけの都市が採用しているということは、いずれそういうものにもっていかないといけないと思うので、例えば時間的な見方で第一ステップを踏む、国政と地方自治を分けるステップではなくて、利用時間でステップを徐々に広げていくであるとか、これが3年後になれば昼間でも空いているときはいいですよというふうになるにしても、最初のステップはそのような見方でやると、一般の公民館利用者は受け入れやすいと思います。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。今の竹内さんの意見について何かございますか。

○（山田生涯学習課長）

稼働率からいきますと、午前、午後、夜間のコマで、やはり午前、午後の利用率が高く、夜間は利用率が下がっているような状況であります。稼働率を上げたいというのも一方であります、いただいたご意見を参考させていただきたいと思います。

○（三野宮議長）

方法として、今意見をいただいた様子では、一部緩和という中で政治報告会等についてはよいのではないかというような大体方向はみえたんですけど、どこまで、どのような形でというようなことについては、これから慎重に審議していきたいなと思います。

○（遠山委員）

1つだけ質問いいですか。

○（三野宮議長）

どうぞ。

○（遠山委員）

資料3の※2で、新潟市は政党と政治団体はいいけれど、政派はいけなくなっておりますが、これは何故ですか。聞かれていますか、どうしてここで分けたのか。

○（潮見生涯学習部長）

そこまで確認しておりません。

○（遠山委員）

わかりました。ちょっと確認してみただけですか。

○（三野宮議長）

次回にまたお知らせいただければと思います。

他いかがですか。

（特に意見等なし）

今後また2回3回と検討を進めてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1の特定の政党の利害に関する事業についてはこれで終了させていただきます。



次に2の営利事業について、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○（竹内（悦）委員）

質問ですが、資料3の2、(3)のイのところ、加曽利貝塚とかオオガハスに関するグッズについては、どういう事業者の方が生産を認められているのかというのはあるのでしょうか。どういう仕組みで今、販売されているのでしょうか。

○（山田生涯学習課長）

「かそりーぬ」のバッジをどこが生産しているのかは確認したいと思いますが、誰でもむやみやたらに作れるようになってはいないと思います。

○（竹内（悦）委員）

一応市の方で許可をした業者さんが作っている、決められた場所で売っているというふうに言えばよいですかね。

○（潮見生涯学習部長）

そうですね。いずれにしても公民館にどこかの民間会社がきて、はい売りますということではなくて、例えば公民館が主催事業や共催事業を行う中での販売ということを前提にしています。

○（竹内（悦）委員）

例えば公民館祭りとか、そういう事業がありますけれども、そういうところにそういうコーナーができて。

○（潮見生涯学習部長）

例えば加曽利貝塚の縄文の講座をやったときに、そういったものを売ることなどです。

これは4月から教育振興財団が指定管理者になりましたので、教育振興財団の自主事業的なものも今後発想として出てくるだろうということで、例示として挙げております。

○（竹内（悦）委員）

朝市はイメージをつきやすいのですが。グッズについては、都市アイデンティティを高めるためには必要だと思いますので、どういう形で今されているのかお聞きしました。

○（三野宮議長）

はい。他いかがですか。

○（市川委員）

そもそも論になるんですけども、2つ質問があります。

1つ目が、公民館が主体となる販売行為をいままでなぜ行ってこなかったのか。どういう根拠とか理念があって、こういうことはやめようと言われてきたのか教えていただきたいということ。

もうひとつは、郷土意識や都市アイデンティティの向上とか学習機会の確保というものは、別に物品を販売しなくてもできそうなことじゃないのかなと単純に思うことなのですけれども、物品を販売するということと郷土意識等々の向上ということは、どのように関連しているのかということをお教えいただきたいなと思います。

○（潮見生涯学習部長）

まず前段ですけれども、これまで公民館は市が直営で運営していました。市が何か物を売ることはあまり考えていなかったというのがひとつあります。それから、法律で書かれているように、営利を目的とした事業を行ってはいけないし、あるいは営利事業を援助することもいけないと。したがって利用者がそこで営利事業を展開することも認めてこなかったというのが、これまでの流れだと思います。

それに対して、今申し上げましたとおり、この4月から指定管理者が運営するようになり、例えば朝市等はやってみたら活性化につながるのではないかという話を指定管理者も言っているので、確かにそういうことであれば、市内の産物を紹介するというのはひとつの地域の学習になるでしょうし、これも主催・共催で実施する範囲であれば認めることもよいのではないかと、その際に野菜だけではなくて、他のものをひとつの例示として挙げたわけで、今具体的にこれを売りたいということではないです。

○（市川委員）

そうすると、やはり指定管理者制度になったということがかなり大きな引き金のような思いになっているというふうに解釈すればいいということですか。

○（遠山委員）

他の指定都市で特にこういう事例がないということだと、他の市は公民館は指定管理者ではなくて市で運営しているということですか。

○（潮見生涯学習部長）

指定管理者のところもありますが、ここはまだ調査しきれていないということで、他の市の状況が把握できていません。

○（遠山委員）

わかりました。調べていただいてよいですか。

○（潮見生涯学習部長）

次回までに確認いたします。

○（遠山委員）

どういう状況で、どういうものを販売しているか、その辺りも調べていただけると。

○（潮見生涯学習部長）

はい。

○（三野宮議長）

他いかがでしょうか。

○（岡村委員）

質問よろしいですか。

○（三野宮議長）

どうぞ。

○（岡村委員）

例えば、あるサークルが公民館を利用して、その公民館主催のお祭りで、そのサークルのものを紹介するだけじゃなくて、例えば手芸的なことをしていたとすればその手芸品なんかを売ると、売ったものでサークル活動をより活性化するための利益として使うことはOKということですか。

○（山田生涯学習振興課長）

文化祭ではOKです。

○（岡村委員）

文化祭ではOK。常時そこにおいて、無人的に50円入れといてくださいとかはダメですか。

○（山田生涯学習振興課長）

それは認めていないです。

○（岡村委員）

催しものの時、ということですね。

○（山田生涯学習振興課長）

はい。お配りしております、昭和58年の答申の例示表の中で、文化祭での物販は認められています。

○（潮見生涯学習部長）

「資料3・参考資料2」の10ページの中ほどに、バザー、作品の実費販売について記載があります。

○（山田生涯学習振興課長）

文化祭等の公民館行事に限り、実行委員会、連絡協議会の下で経理を公開して実施する場合は可、ということで現在は認めております。

○（田原副議長）

実際やってますね。手芸品はそこで販売していますよね、文化祭のときには。

○（三野宮議長）

他いかがですか。大丈夫でしょうか。

（特に意見等なし）

それでは2の営利事業についてはこれで終わりにしたいと思います。

次に3の所管区域について、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○（上條委員）

はい。

○（三野宮議長）

はい、お願いします。

○（上條委員）

これは良いことではないかと思います。それぞれ公民館のエリアがありますので、その活動を活発にするというのはもちろんありますけども、学習活動は広域化してきておりますし、そこを利用するサークルにしてもサークルの構成員は他地区のメンバーが入ったりしていますので、そういう実態に応じて変えていただくのは、非常にいいことじゃないかなと思います。

○（三野宮議長）

ありがとうございます。

○（田原副議長）

現実的に、今はインターネットの千葉市施設予約システムで空いているところは予約できます。いろんなところから利用されてます。現実的には今もやっているという状況ですので。これはいいんじゃないでしょうか。

○（三野宮議長）

所管区域はそのまま残してということですよ。

○（潮見生涯学習部長）

やはり公民館というのは地域課題の解決という至上命題がありますので、所管区域そのものは残していこうと考えております。

○（田原副議長）

残さないといけませんね。

○（三野宮議長）

よろしいですか。

（特に意見等なし）

それでは議題3についてはこれで終りにさせていただきたいと思います。

続きまして議題の4（仮称）千葉市放課後子どもプランの策定でございます。事務局より説明をお願いします。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

資料4をお願いいたします。「（仮称）千葉市放課後子どもプランの策定」について、でございます。現在プランの基礎データとなるアンケート調査を実施中でございまして、具体的なプラン案といったもの、はっきりイメージできる

ものをお示しできる段階ではございません。従いまして、プランを作成する上での背景や位置づけ等についてのご説明ということになります。お許してください。

「1 計画の背景」でございます。

社会的な背景としまして、人口の減少、核家族化、働く女性の増加、それから家族形態の多様化など、子どもたちを取り巻く環境の変化がございます。

また、地域のつながりが希薄化している、子どもの遊び場が減少している、地域あるいは家庭の教育力が低下している、そして最近もメディア等でかなり取り上げられているような、子どもたちが巻き込まれる痛ましい犯罪あるいは事件が起きておりまして、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保が求められております。

そのような中で(2)、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。これは国が策定したものでございます。厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、他市町村では学童保育、千葉市では子どもルームという名称で呼んでおりますが、それと文部科学省所管の放課後子ども教室、この両事業を一体的あるいは連携して実施するように、というようなプラン内容です。そして、共働き家庭等の小1の壁、毎年4月頃になりますと保育所等の待機児童が話題となっておりますが、保育所については千葉市も含めて待機児童ゼロを目指しているところでございますが、卒園した後、今度は小学校に入学したときに子どもたちの放課後の安心安全な場所が確保されていない、それを小1の壁というような表現をしております、その打破が必要だということ。それから次の時代を担う人材の育成の観点。それからすべての就学児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験活動ができることを目指して策定されたものが、国の「放課後子ども総合プラン」でございます。

資料の右側を見ていただきまして、(3)、千葉市はこれまでどう取り組んできているか、そして今どのような課題があるのかというところでございますが、「千葉市子どもプラン」、子どもに関する施策が網羅されているものでございます。そこでそれぞれの子ども施策を展開しています。

子どもルームと放課後子ども教室に特化してみますと、課題としては、子どもルームでは待機児童が発生しております。今年度、600を超える数になっているかと思えます。あるいは待機児童に加えて、ルームの中で指導員そのものが不足しているというような状況がございます。

一方、放課後子ども教室でございますが、繰り返しになってしまいますが、プログラムの充実、あるいは人材の発掘、地域の方々のいわゆるボランティアのご協力いただける方がなかなか見つからない、そういったこともあって開催日数や参加児童が減少してきているというような課題がございます。

そこで国のプランの策定を踏まえて、そして千葉市のこのような小学生が抱える課題を解決するために、「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」を策定しまして、小学生の放課後施策を総合的計画的に実施していくために、プランを策定しようというふうに考えているものでございます。

「2 計画の位置付け」でございますが、そちらの表でございますように、「千葉市新基本計画」の一部となります。その上位計画としては「第2次千葉市学校教育推進計画」、そして「第5次生涯学習推進計画」、そして「千葉市子どもプラン」。こういったものを踏まえたうえで放課後子どもプランを策定していきたいというところでございます。

「3 計画の期間」でございますが、平成31年度から平成35年度までの5年間、ちょうど中間年である平成33年度を目途に見直しを実施して参りたいと思っております。

裏面をお願いします。「4 計画の理念」でございますが、まず1つ目として、希望する全ての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供する。2つ目としまして、希望する全ての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供する。3つ目としまして、納得感のある保護者費用負担を検討して、財政的に安定した運営を実現する。この3つを理念として策定してまいりたいと思います。

「5 策定スケジュール」につきましては、そちらにあるとおりでございます。社会教育委員会議で、このあと2回ご報告をしながらご意見をいただければと思います。7月、10月というふうに予定で入っておりますが、このあと日程等を調整していく中で月が替わっていくかと思いますが、仮にということでも月が入ってございますので、その点ご了承いただければと思います。

次の会議の際には、アンケート結果がまとまっているかと思っております。アンケート結果を含む中間報告をさせていただければと考えております。

概要の説明にとどまってしまうかもしれませんが、お許しください。よろしくお願いたします。

○ (三野宮議長)

それではただいまの説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

○ (岡村委員)

質問ですが、アンケートはどのような内容ですか。

○ (君塚放課後子ども対策担当課長)

子どもたちが実際に放課後どんなことを望んでいるのか、どういうふうに過

ごしたいのかとか、あるいは子どもの意見もそうですけれど、保護者の方はどういうふうにお考えになっているのか、そういったことも聞いている状況でございます。

○（遠山委員）

これは1年生から6年生まで全部範囲ですか。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

1年生から6年生までと、来年度小学校に入学する方についても抽出してアンケートをお送りしております。

○（竹内（悦）委員）

対象は何人くらいの方ですか。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

小学生の保護者と児童については、それぞれ2,700人ぐらいです。

いわゆる保育所あるいは認定こども園の5歳児クラスの保護者の方々には、600人弱アンケートをお送りしております。

○（竹内（悦）委員）

無作為ですか。やり方としては。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

ある程度、各区均等に人数を割り、地域性を踏まえて、学校クラス単位等でアンケートをお願いしております。保育所につきましても、各区ごとに地域性を考えてお送りしております。

学校や保育所を通じてアンケートを配付しますと回収率が非常に高くなるというようなことがありますので、そういった手段をとらせていただいております。

○（上條委員）

集計して分析して、ということも含めて大変な作業だと思いますけれども、どこかの大学に協力いただいているのですか。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

業者に委託しております。業者とこまめに相談しながら進めています。



○（三野宮議長）

他いかがでしょうか。

○（竹内（悦）委員）

計画の理念についてですけれども、希望するすべての児童を対象にということで、子どもの貧困とかそういった問題がかなり言われていて、例えば子どもルームは親が働いているということで負担ができるかもしれないですけど、一体化を千葉市全体で進めていこうとしたときに、ご説明ですと、放課後子ども教室にも一定負担が生じると伺っていますが、2,000円だったと思いますが、そういう負担をしないと参加できないということは1つ目の問題かなと感じています。

それから、子どもの放課後というのは、子どもが安心して過ごせる場所があって、多少大人の目があればよいのではないかと、というふうに考えてしまいますが、プログラムとか、そういうところまで必要なのかなと。そのために負担が必要なのであれば、なるべく負担がないような形で放課後の子どもたちの居場所を考えていただけるといいかなと思いました。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

その点につきましては、先ほどもお話ししましたアンケートの中で、実際にどういうふうに放課後を過ごしたいのか、確認する予定です。保護者の方と子どもの間にはかなり開きが出るようなことも考えられるかなと思いますが、そういったアンケートの結果をお示ししながら、次回以降プランの策定のご意見をいただければと思います。

○（三野宮議長）

よろしいでしょうか。他いかがですか。

○（岡村委員）

地域にいと、この2つはお互い融和しないものという認識ですね。第三者から見ると、放課後の子どもの居場所づくりと大きくくくれるけれど、子どもルームは働いているお母さんが自分たちがお金を払って子どもを預けているところ。そこでは、二次的な要求として宿題をさせてほしいとか学びのこともあるかもしれないけど、基本的には親がいない間の子どもの安心安全の確保ということだと思います。

放課後子ども教室はボランティアで、そこでは実費くらいは徴収しているかもしれないけれども、基本的には参加する子どもの保護者が運営していること

が非常に多くて、教育委員会はいろんな思いがあるのかもしれないけど、なかなか実態が即していない。

今、いろんなやり方でくっつけようというところですけども、その乖離というのが、地域の中ではすごくあって、アンケートをどういうふうに捉えているかわからないのですが、現状として子どもルームがあります、放課後子ども教室があります、この二つに関して保護者はどういう認識でいるのかとか、それからそれをどういうふうに利用したいと思っているのかとか、こういうことだったら利用したいなとか、そういう視点だとアンケートは意義があるけれども、漠然とどういうふうに子どもを放課後過ごさせたいですか、みたいな聞き方だと、たぶん福祉の立場に立てば安心安全、教育委員会の立場に立てば学びのきっかけになってきて、どれだけアンケートが意味のある資料となるかなというのは、危惧はしています。

ただ、この水と油のものを、くっつけていくことはおそらく力技が必要で、それが実現できて地域として利用できるようなになれば、本当に素晴らしいことだと思っているので、慎重に進めていただきたいと思います。ともすれば、いままでなんとかボランティアで支えてきた放課後子ども教室が解体してしまうようなことになりかねないかなと思います。

○（君塚放課後子ども対策担当課長）

今お話しいただきましたように、地域の方にはかなり頑張っていたいて、充実した放課後子ども教室があるのは事実でございます。そういうところについては、一体型を早急に導入、ということは今のところ考えてございません。市内の全小学校で一体型導入というのは、まだかなり先になる、あるいは予算面の問題等もあるかと思っておりますので、その辺も踏まえて、プランの中で示していければというふうに考えております。

一体型になったとしても、放課後子ども教室の原則ということでは、地域の方々と一緒にというのがありますので、今の稲浜小学校でモデル的にやっていますけれども、そこにも地域の方をお呼びしてご協力いただいているような事例もございます。そういったことから、一体型になったとして、業者が運営するにしても、必ず地域の方々をお招きして講師であったりあるいはボランティアであったりということで、ご協力いただけるような、地域との接点をなくすことがないような一体型の運営にしていければと思っています。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。他いかがですか。大丈夫でしょうか。

（特に意見等なし）

それではこれで議題4を終了させていただきます。この他委員の皆様なにかございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。

(特に意見等なし)

大丈夫でしょうか。それでは以上で本日の議事を終わりにしたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

議事後、事務局から次回会議の日程、議題として公民館における使用制限の緩和について、「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」の策定について、社会教育功労者顕彰候補者の選考を予定していることに関し、社会教育功労者顕彰候補者の選考の審議に際し、個人情報及び審議・検討情報を取り扱うことから、会議の一部を非公開とすることの確認、それに関する委員の了承を行った。

問い合わせ先	千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話	043-245-5954
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp